(b)　当該紛争投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する法人である紛争締約国の企業のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。

(i)　紛争締約国が第二章（第七条2及び4、第八条、第九条並びに第二十条を除く。）の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　2の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、その付託の少なくとも四十五日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　紛争締約国による特定の措置であって問題となるもの並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　5に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　紛争投資家が締約国の国民又は企業である場合には、当該紛争投資家は、3に規定する通報とともに、自己が締約国の国民又は企業であることを証明する証拠を送付しなければならない。

5　紛争投資家は、紛争締約国に対して書面により前条に規定する協議及び交渉の要請を行った日から七箇月十五日以内に投資紛争を解決することができない場合には、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の締約国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の締約国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁（臨時の仲裁機関によるものを含む。）

6　この章の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約第三十六条(1)に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則付表Ｃ第二条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第十八条に規定する請求の陳述書とともに、紛争締約国が受領した時

(d)　5(d)の規定により、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁が選択された場合には、仲裁に関する通知を紛争締約国が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

7　5の規定に従って適用される仲裁規則（請求が仲裁に付託された日において有効なものに限る。）は、この章の規定によって修正し、又は補完する部分を除くほか、その仲裁を規律する。

8　紛争投資家は、仲裁の通知に次の(a)又は(b)の事項を明記する。

(a)　紛争投資家が任命する仲裁人の氏名

(b)　事務局長が紛争投資家の仲裁人を任命することにつき、当該紛争投資家が与える書面による同意

第二十八条　仲裁への同意

1　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を前条5に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第四条3の規定に関する紛争を除く。

2　第四条3の規定に関する投資紛争については、次のとおりとする。

(a)　仲裁への付託に必要な同意は、第四十一条に規定する紛争締約国の権限のある当局により与えられる。

(b)　第四条3に規定する書面による合意が紛争解決手続を定めている場合には、当該紛争解決手続がこの章の規定に優先する。

3　1の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又はＩＣＳＩＤ追加的制度規則の規定

(b)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第二十九条　同意及び請求に関する条件及び制限

1　一方の締約国の投資家であって、その投資財産がこの協定に反しない他方の締約国の法令に従って設立され、取得され、又は拡張されなかったものは、そのような投資財産についての投資紛争を解決するためにこの章の規定による紛争解決手続を用いてはならない。

2　この章の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であって金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。

3　この章の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であって、紛争締約国の法令により設けられた公的年金計画又は社会保障制度の一部を成す活動又はサービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。

4　第二十七条5に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が、同条2の規定に従って主張される違反が発生したこと及び紛争投資家（第二十七条2(a)の規定により付託する請求の場合）又は企業（第二十七条2(b)の規定により付託する請求の場合）が損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

5　この章の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a)　紛争投資家が、この章に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b)　第二十七条2に定める違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、(i)同条2(a)の規定による付託については紛争投資家、(ii)同条2(b)の規定による付託については紛争投資家及び同条2(b)に規定する企業が締約国の法令の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手続を開始する権利を放棄する旨の書面が、仲裁の通知に添付されていること。

6　5(b)の規定にかかわらず、第二十七条2(a)の規定により付託された請求については紛争投資家、同条2(b)の規定により付託された請求については紛争投資家又は同条2(b)に規定する企業は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を求める訴訟を提起し、又はその訴訟に係る手続を継続することができる。

7　この条の規定により要求される同意及び放棄の書面は、紛争締約国に送付する。

8　紛争締約国が紛争投資家から企業を支配する権限を奪った場合には、5(b)(ii)の規定に基づく企業による放棄は、要求されない。